参考３：埼玉県里親会からの資料

平成３１年２月１日

埼玉県福祉部
少子化対策局長　小池 要子 様
こども安全課長　西村　　朗 様

一般社団法人埼玉県里親会
理事長　　石井　敦

「埼玉県社会的養育推進計画の策定」に関する意見・要望書

平成 28 年改正児童福祉法の第１条において、子どもが「福祉の対象」から「権利の主体」へと大転換がなされました。その理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン（以下「ビジョン」）」（平成 29 年 8 月 3 日）で掲げられた取り組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められています。

このため、「都道府県社会的養育推進計画（以下「推進計画」）策定要綱」が昨年 7 月 6 日付で各都道府県、指定都市市長、児童相談所設置市市長に向けて厚生労働省子ども家庭局長より発出されました。

埼玉県（以下「本県」）の推進計画策定が始動するにあたり、昨年 12 月 25 日に公益財団法人全国里親会会長より各首長宛に意見表明が発出され、また本年 1 月 31 日には県内社会的養育関係施設・団体の代表者より県知事に対して意見・要望書が提出されました。こうした取り組みと連動するとともに、社会的養育を担う当事者の団体である一般社団法人埼玉県里親会（以下「本会」）として、要望させていただきます。

はじめに

子どもの権利条約をわが国が批准して四半世紀近くが経とうとしています。

同条約の第 20 条では、「家庭環境を奪われても、ふさわしい環境で生活できる権利」が謳われているものの、わが国の家庭養育の現状は引き続き諸外国に比して低位にあります。

この間、児童虐待件数の増加をはじめとした児童を取り巻く環境が大きく変化する中、本県においても、こども安全課並びに各児童相談所のご尽力により、ほぼ全国平均に近い里親委託率で推移しています。一方、県内登録里親の三分の二程度が所謂「未委託」の状況にあるなど、今後の里親委託児童数の飛躍的増大に向けては多くの課題が山積しています。

こうした現状に対して、本会では今年度より「受託前後の里親支援事業」を埼玉県より受託し、多くの先輩里親や施設関係者等のご協力により、順調に事業が進行していると認識しています。ビジョンの掲げる社会的養育の目標達成には、登録里親の増、養育への覚悟やスキルアップに向けたトレーニング、交流中からの切れ目の無い里子・里親支援、等が必要不可欠と考えます。

今回の推進計画策定による里親委託の推進に向け、日頃から寄せられております里親の声等を踏まえ、「里親支援の充実を柱とする社会的養育の推進策」について、以下に具体的要望させていただきます。

１．登録里親を増やすために

（１）ビジョンの目標達成に向けた工程表作成に必要な基本データの確認

今後の代替養育を必要とする子ども数の推計に加え、個々の乳児院・児童養護施設等で養育されている児童数や入所期間、年令などについての客観的事実が公開・共有される必要があります。他方で、現状の登録里親数に対して不足している里親数を推計し、里親リクルートの具体策を検討していただきたい。

（２）里親開拓方法の見直し

現在、埼玉県では児童相談所ごとの年２回開催を基本とした「里親入門講座」が開催されています。本会も同講座の共催に名を連ね、里親の養育体験談を受け持つなどの協力をさせていただいています。特に、本会では特別養子縁組後の会員も多く、里親登録希望者のニーズにも応え得る体験発表も好評を得ていると聞いております。

一方、「入門講座」という名称もさることながら、「里親制度の説明等が事務的でリクルートへの熱意が十分伝わらない。」との意見もあります。また、そのＰＲに関しても最寄り市町村の広報誌の片隅に掲載されるなど、多くの参加者を募る体制とは言い難い状況です。

こうした現状に対して、国全体はもとより、本県においても里親制度を広く視聴覚に訴える方法として、新聞・雑誌・ポスター・チラシ等の紙媒体、ＳＮＳ、ＴＶ・ラジオなどを活用した広報によるリクルート活動に取り組んでいく必要があります。

また、その一環として里親会による里親リクルートへの取り組みも強化していくことが効果的と考えます。これまでの取り組みを一歩進め、本会への委託を含め、里親リクルート活動の強化策を検討されたい。

具体的な案として、以下を提案します。

◇各地域里親会との連携により現状開催回数以上の説明会を開催します。

◇人権団体や民生委員など、対象を明確にした出前説明会を検討します。

◇乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員との連携を検討します。

◇新たな手法による説明会・相談会の開催を検討します。

（３）里親認定のあり方

子どものニーズなどを優先した適切な里親をできるだけ多くリクルートをする上で、大切なことの一つは、里親の適格性を判断して認定することです。一定の支援により適格になると考えられる里親希望者には留保して支援を受けてもらうなどの工夫を行ってください。

また、「未委託里親の中には子どもを委託することが困難である方が一定数含まれている。」と、よく関係者から聞きますが、これが事実であるとすれば、認定のあり方に問題があることを示したことになります。その場合には、子どもが不利益を被らないように、里親として認定され登録した方が、一定の研修の受講後に、里親や養親として子どもの受け入れが可能になるよう、その認定のあり方についても速やかに検討し、見直しをお願いします。

一方、登録後はなるべく早く委託することを目指すべきであり、特に重視すべきは「登録前研修」のあり方ではないかと考えます。

そのための具体的策として、以下を提案します。

◇私的養育ではない社会的養育の担い手としての適格性を判断するために、「子どもの権利条約」「愛着について」「傾聴について」といった基本的な知識習得を必須とし、研修会

等を通じて里親候補としての可否を見極める。

◇登録前研修に里親会役員等との懇談を組み込み、ベテラン里親からの適格性への参考意見を活用するとともに、早い段階からの顔つなぎも行う。

２．里親登録後の取り組み

（１）里親登録証交付式の開催

里親登録を受けた際に、「登録証交付式」等の場を設定している自治体があります。社会的養育の担い手としての自覚を新たにし、児童の養育への期待メッセージを受け取る場として効果があると認識しています。

さらには里親会役員も同席して、会の概要説明や入会を奨励するパートを設定することで、未委託の段階から里親会活動への参加による当事者意識の醸成に寄与している事例も報告されています。特に本県では児童受託後の措置費請求事務を本会が担っている現状を考えますと、里親会との接点を早く持つことに意義があると考えます。

以下を具体的に提案します。

◇里親登録証交付式・歓迎会などを実施し、本会役員も同席する。

◇委託に向けた諸準備、研修案内、受託後の諸手続き等をわかりやすく説明する。

◇本会より活動の説明と入会案内を行う。

（２）未委託里親スキルアップトレーニングの対象者拡大等による研修の強化

平成 30 年度からスタートした「里親しっかりサポート事業」の内、「未委託里親スキルアップトレーニング」に関して、被支援者・支援者双方、また児童相談所担当者から想定以上の評価を得ている現状にあります。

養育中の先輩里親宅でのＯＪＴを基本としながら、全体会を通じて里親支援専門相談員等からの講義を受けながら一体感も醸成できるというメリットを、より広い対象者に体験してもらうことが委託への近道であると考えます。

以下を具体的に提案します。

◇未委託里親スキルアップトレーニングを登録直後から受講する仕組みにするとともに、未委託里親が全員受講できるよう、事業委託費の増額を検討されたい。

◇本会が主催・共催・推奨する各種研修会や勉強会への参加奨励と参加実績を県・児童相談所と共有し、未委託里親の研鑽状況を把握されたい。

３．マッチングの増と交流中支援の充実

（１）里親等委託調整員の増員

里親委託の推進や未委託も含めた里親支援の充実を妨げる要因として、児童相談所ケースワーカーの多忙が挙げられています。国内各所で虐待対応に追われている状況下、本県の児童福祉司一人あたりの虐待対応件数は全国トップレベルにあります。

こうした中で、政府の計画する児童福祉司の増員により虐待対応への負担軽減に繋がる期待がある一方、この施策だけでは、施設への措置に比べマッチングやその後のフォローに手間と時間を要する里親への委託機会が大きく増えるとの想定は難しいと考えます。

現状の本県各児童相談所における具体的なマッチングは、人事異動が少なく地域の里親情報

に精通した里親等委託調整員に負うところが大きいと認識しています。里親委託の専任としてマッチング機会の拡大が見込める里親等委託調整員の増員について、前向きな検討をお願いします。

（２）交流中の里親支援の強化・充実

マッチングの結果、養親候補と子どもとの面会交流が始まりますが、この期間における里親への物心両面の支援充実は里親委託推進の大きなポイントと考えています。

先ず、交流に際して、特に里父をはじめとする養親候補者の職業や就労実態を考慮した日程調整等への配慮が欠かせません。乳児院・児童養護施設・児童相談所の職員は勤務として面会交流に関わりますが、養親候補者は私的時間の捻出に苦労が伴います。

また、県北の立地が多い各施設への往復の時間や交通費は、養親候補者にとって相当な負担感があるとの訴えが絶えません。慎重な面会交流の必要性は理解するものの、

「面会交流時期も社会的養育の一期間」と捉えた配慮と援助が強く望まれます。

最も重要な子どもたちへの配慮も必要です。面会交流初期の外出時、それまで施設等で生活していた子どもが養親候補者の自家用車や公共交通機関で外出する際の不安定な状況が本会に寄せられています。養親候補者宅への初期の外出の際に、里親支援専門相談員や施設職員が送迎するなど、「施設から家庭へのバトンタッチ」の場面に多くの養育者・関係者が直接関わる体制を検討することが、円滑な養育者変更に不可欠であると考えます。

一方、面会交流から正式委託へと順調に進むと仮定した場合、子どもにとっても将来の貴重な財産となる映像や画像の収録も必要と認識しています。交流中止のケースや個人情報保護に留意しつつ、最初の面会時以降の写真などを在籍する施設等で保管していただき、正式委託時には里子・里親へ記念として提供できるよう検討されたい。

（３）交流中の里親支援の事業化

面会交流中の里子・養親候補者の孤立を防ぎ、様々な不安に寄り添いながらの適切な助言が極めて重要と考えます。多くの体験を重ねた先輩里親や里親支援専門相談員が自宅や施設、養親候補者宅にて直接の支援が行えるよう、「里親しっかりサポート事業」の中に「面会交流中支援」を新たに位置づけて、本会への委託事業内容の拡充を図っていただきたい。

４．委託直後の里親支援

（１）委託直後訪問支援の充実

本年度から始まった「里親しっかりサポート事業」の２つ目の柱である、先輩里親による委託直後の訪問支援へのエントリーが少ない状況にあります。未委託里親の支援に比して事業実施が少ない現状とその背景、課題を早急に解明する必要があります。

里親委託の先進地域である静岡市における複数里親による訪問支援度等を参考にして設計された事業ですが、エントリーを増やす働きかけのみで良いのか、もしくは見直しや修正の必要があるのか、現状の児童相談所における「里親応援ミーティング」との関連も含めて「利用しやすく成果の見込める先輩里親による訪問支援」のあり方を再検討し、里親委託促進の一助としていただきたい。

（２）子どもを迎え入れる環境改善への支援の充実

高齢者の自宅介助への補助金に比べ、「子どもを迎え入れて暮らす環境」への補助は里親受託

支度費（初月１回：43,820 円）の僅かな額に過ぎません。また、乳児期に限定して必要となるベビーベッド・ベビーゲート・ベビーカー等のレンタルに対する補助もありません。

今後新たな里親登録を募る際にも、子どもとの暮らし仕様に改修するための一定額の補助の有無は、里親リクルートの鍵を握る要素と考えます。里親受託支度費の増額、必要な器具等のレンタル補助、自宅の改修・環境改善への助成といった支援の充実を望みます。

一方、今後、高齢児の受託を促進する必要性を考えますと、特別支援学校高等部在学生に支給されている通学費（定期乗車券等）の支給範囲を、高等学校またはそれに準ずる専門学校の在学生にも広げていただけるよう要望します。

（３）児童相談所と里親会の連携による支援

埼玉県では里親手当や一般生活費をはじめとした措置費等に関わる事務について、県から本会が委託を受けています。諸費用の請求を里親が行う際の手引きを本会が作成していますが、その実務等についての細部を本会より説明する機会が望まれています。また、本会に所属する地域里親会単位でのレクリエーションへの参加を通じた里親の孤立防止への期待も年々高まっていると認識しています。

委託直後の里親に対する上記のようなガイダンスの機会を、児童相談所と本会の共同で運営できるよう、工夫されたい。

５．継続的な里親支援

（１）チームによる養育支援

里親家庭に委託された児童は地域社会の一員として成長していきます。児童相談所の担当ケースワーカーを中心に、居住する市町村の担当者も交えて、養育する里親とチームとして子どもの成長を支援していく必要があります。市町村担当者を含めた「里親応援ミーティング」も一部で始まっているものの未だ十分ではなく、幼稚園や小・中学校への入園入学・転入時の関係者の同行などに期待が高まっています。各担当者の役割を明確にしたチーム養育が推進されるよう体制整備を行っていただきたい。

特に、児童相談所担当者が里親家庭を訪問した際の訪問記録・面会記録などが里親に開示されていない状況への不安の声が寄せられている現状がある中、チーム養育に関わるメンバーが「確認・約束事項のファイル」の類を等しく保管する仕組みを構築していただきたい。

（２）子どもに関する情報の開示・共有

子どもが里親に委託されることを納得する上で、里親の情報が年齢に応じて子どもに伝えられていることが必要ですし、里親が子どもの権利（生きる・守られる・育つ・参加する権利）を擁護し、個々の子どものニーズや生い立ちに応じた適切な養育を提供するためには、子どもへの理解が必要不可欠です。委託前も委託後も、里親の情報を子どもに適切に伝え、個人情報保護に十分配慮しつつ、子どもの発育・発達歴や現在の状況およびその家族に関する必要な情報を里親と委託された子どもに提供することを義務付けていただきたい。

（３）里親も参画する自立支援計画の立案

子どもの自立支援に向けた情報の共有化にも工夫が必要です。家庭訪問したケースワーカーが学期ごとの通知表の写し等を児童相談所に持ち帰らないことが多いようです。一方で各種知能検査や発達診断結果が完全に里親に開示される事例は少なく、里親の教育・療育機関へ

の相談等に際して客観的な情報が乏しいのが実情です。学校での生活や学力の伸長度合いを継続して観察しつつ、個性を伸ばしながら学力に見合った学習支援策の立案などが里親任せになっているとの声があります。

児童相談所からの自立支援計画では、里親も委託された子どもも今後の見通しが立たないものが多く見受けられます。「ビジョン」に書かれているように、里親と委託された子どもも参画しながらケアプランが作成され、家庭復帰計画に関しても里親と委託された子どもの意見を聴くとともに、里親や委託された子どもが今後の見通しが立つような詳細で明確なプランの提示がなされることを要望します。

一人ひとりの児童を将来どのレベルに持っていけるかといった目標を共有しながら、自立支援計画を里親参加で作成していただきたい。

（４）児童相談所による継続的な支援

「里子、里親それぞれの担当ケースワーカーに面会するのは年に１回程度」「せっかく顔と名前を覚えたと思った矢先に他児童相談所へ転勤してしまう。」といった声に代表されるとおり、以前より児童相談所職員の異動周期への懸念が寄せられています。

里親専任の児童福祉司の専門性を向上・維持するためには、異動周期を長くして、経験を蓄積できるようにすべきですし、里親支援の継続性を確保するためにチームの内必ず１名は残留するように、人事への配慮をお願いします。

また、里親会の諸行事への児童相談所職員の参加についても多面的な検討が必要です。自主的なサロン等を里親のみで行うニーズがある一方、地域里親会の夏の旅行会等への職員の参加によって里親家庭の状況や子どもの成長・発達の状況を直に観察して貰えるメリットを強調する意見もあります。児童相談所職員の休日出勤への配慮や旅行等の行事参加費用の助成拡大を検討され、里親家庭との接点を増やしていただきたい。

（５）レスパイト・ケアの柔軟な運営

委託中の里親の負担軽減を目的とした「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア)」の実施要綱は平成 14 年に発出され、埼玉県においても運用されているものの、その利用に関しては定着していない現状にあります。３６５日２４時間を家族として里子と過ごす決意をした多くの里親にとって、実際に一時的に養育を離れざるを得ない状況は、自身並びに同時に養育中の里子・実子の怪我や疾病による通院、家族の介護、近親者の葬儀などの緊急の場合が多く、児童相談所の対応可能時間外に利用のニーズが高いのが実情です。児童相談所の担当者によっては近隣の里親に急遽里子の保育を依頼せざるを得ない状況において、事後報告、事後処理を許容する事例も聞いております。

こうした中で、本年 12 月 13 日に本実施要綱が一部変更となり、レスパイト・ケアの業務を里親支援機関に委託することができるようになったとの情報があります。これまでは県や児童相談所の業務になっていたレスパイト・ケアの実施機関として、本会がその運用にあたることについて、検討していただくよう要望します。

普段から交流のある他里親家庭が一時的に保育を受け入れる体制を組むことが出来れば、養親と離れる児童にとっても安心して時間を過ごせるメリットは大きいと考えます。

（６）里親研修の強化と登録更新との連動

社会的養育への関心の高まりを受け、県内外で養育スキルの向上に資する様々な研修会・講

演会等が開催されています。里親養育においては、子どもの成長段階において専門的な知識や情報を必要とする場面が多くあり、養育中の寸暇を惜しんで自己研鑽を継続している里親が増えつつあります。他方では、里親登録の更新時研修のみに止まる養育者もおり、研修等の受講機会の多寡によって養育力の格差が開くことは子どもの最善の利益に直結する重要な要素と認識しています。

里親の養育スキルアップの重要性を再確認するとともに、「受身のみではなく能動的な自己啓発を促進する研修制度への見直し」が必要と考えます。

以下、具体的にご提案します。

◇里親の研修受講実績を一元的に記録する「スキルアップ履歴表」を作成する。

◇行政として受講を科す「Ａ：必修プログラム」と自発的に参加する「Ｂ：選択プログラム」の複線型研修制度を立ち上げ、それぞれをポイント化する。

◇現状の「専門里親更新研修」についても、養育里親には「Ｂ」の位置づけで参加を奨励する。

◇専門的な知識技能の習得が期待出来る外部の研修会・学習会について、「Ｂ」と認定する内容と設定ポイントを適宜紹介し参加を促す。参加者には「選択プログラム受講報告」の提出を義務づける。

◇里親登録の更新時には、Ａ・Ｂの組み合わせによる「更新必要ポイント」を明示し、「Ｂ」の受講者に一定の恩恵を与える運用を検討する。

◇すべての更新対象者に「里親登録更新時自己チェック表」の提出を義務づけ、養育者としての成長度合いを指数化することによって、当人のセルフモニタリングと関係者による客観的評価に活用する。

◇里親養育上の困難さなど、その養育の特徴を踏まえた研修が継続的に行われる必要があり、また座学に偏らず先輩・ベテラン里親を活用した実習等を取り入れた研修の効果への期待もあることから、研修事業の本会への委託も検討されたい。

（７）進学・就職への対応を含む継続した支援の充実

今年度、さいたま市と埼玉県の里親子を対象に、こども安全課のご支援を仰ぎ、両里親会が合同で「進学・就職についての説明会」を開催しました。子どもの進路選択時における埼玉県の諸制度の充実が図られているものの、一層のＰＲが必要と認識しています。一例を挙げますと、社会的養護下にある児童向けの奨学金一覧表等は児童養護施設に在籍している里親支援専門相談員が作成したものを活用させていただきました。こうした情報等について、措置先に関係なくよりわかりやすく共有が図れるよう、一元管理と広報体制の強化をお願いいたします。また、施設と同等のアフターケア事業が本会でも行えるよう、その助成についての検討をお願いいたします。

平成 28 年の法改正で、自立援助ホームに措置されている子どもについては大学卒業時期である 22 歳までの措置継続が制度上可能になりました。学歴が最も高く大学に通っている率が最も高いのは里親に委託されている子どもであることを考えるならば、里親委託児童や児童養護施設入所児童等に対しても同様の措置継続ができるように、早期の制度改正が必要と考えます。現状では、事業として 22 歳になった年度末までの委託を継続できる社会的養護自立支援事業が創設されております（平成 29 年 3 月 31 日）。その事業は、都道府県等の自立支援

に関する総合的なものであり、単なる里親宅での生活の継続ではなく、自立支援や就労支援も含まれております。埼玉県においても本事業の趣旨を踏まえた実施がなされることを要望します。特に、自立支援コーディネーターの本会への配置を希望します。

また、代替養育のもとでの生活経験のある子どもの多くは傷付きや喪失を体験しており、成人期になっても支援を必要としています。従って、高年齢児に対するアフターケアについては、親になる準備を経て結婚して子どもを産み育てる時期までフォローアップできる制度や事業の創設が望まれます。埼玉県においても支援継続のための検討をお願いします。

６．交流中止、養育不調へのケア体制の充実

（１）「里親不調予防研究会（仮称）」の設置

里親候補者の面会交流が途中で取り止めとなるケース、委託後の養育不調により措置解除となるケースは、子どもたち、里親は言うに及ばず、乳児院や児童養護施設、児童相談所職員にも大きな喪失感が生じるため、起こらないことを願うばかりです。

しかしながら、子どもの最善の利益を優先した判断により、実際には起こり得るのが現実であり、このような事例をデータとして蓄積し、予防するための施策、起こった際の最適な対応方法を準備していくことが重要です。

不調及び成功の事例を検証し、予防策を構築するための研究会の設置を要望します。構成員は、こども安全課・児童相談所・心理職・里親支援専門相談員・本会等とし、事例の分析については大学等の専門機関・専門家に委託することが望ましいと考えます。

（２）不調経験者の再チャレンジに向けた取り組み

不本意ながらも不調を経験した里親にとって、自身の養育等を振り返りつつ改めて社会的養育の意義を問い直す機会は極めて重要と考えます。先輩里親から同種の経験談等を聞き、新たな委託に向けた再チャレンジへの意欲を喚起するための機会が必要と思われます。本会への委託を含めた「再チャレンジセミナー（仮称）」の新設を要望します。

また、不調になった児童の精神的ケアと経過観察をしていただき、改めて里親家庭への委託へ繋げるように前述の研究会でフォローする体制を検討していただきたい。

７．特別養子縁組家庭への支援と利用促進

（１）縁組家庭への支援

平成 28 年の改正児童福祉法において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」として「養子縁組による家庭」が里親家庭、ファミリーホームと同様に社会的養育の柱として明確に位置づけられました。

養親の適格性を疑われないよう悩みを抱えこむこと、身近に同様の養親子家庭がいないこと、養子であることを子どもに言えないことなど、養親特有の悩みがあります。一方で実親による養育が困難な理由や背景については養育里親とほぼ同様であり、子どもの成長過程における養育上の悩みは共通しています。特別養子・養親に対して里親と同様の相談支援体制が求められる中、養子縁組機関が自ら養子縁組後支援を行うと同時に、当事者会、里親支援機関、児童家庭支援センター、子育て支援に係る行政機関など適切な支援機関との協働や引継ぎが必要です。

養子縁組里親家庭の実情を把握し、子どものニーズなど当事者の意見を踏まえた継続的な養子縁組支援体制の構築をお願いします。

（２）特別養子縁組の利用促進に向けた取り組み強化

本会では特別養子縁組後も里親登録を継続し、一時保護を受け入れるなど、社会的養育の担い手として貢献していただいている里親が増加しています。また、特別会員の区分で養子縁組後の元里親も様々な活動に参画しています。他都県市の里親会より、養子縁組希望里親についても養育里親との重複登録を推奨している本県の対応に先見性があるとの評価を得ている状況を考えますと、里親会の活動を通じて特別養子縁組家庭の孤立を防ぐなど、当事者のネットワークの重要性は今後も高まると推察しています。

上記のような会員の体験談や養育事例に基づく助言等は大変貴重であり、今後の本県における特別養子縁組の推進、利用促進にあたって本会との連携を視野に入れた検討をお願いします。

８．ベテラン里親の活用とファミリーホームへの移行促進

（１）１人目の養育経験を生かすための複数委託の促進

子育ての経験を重ねていく過程で、里親の養育力が向上していく事例は枚挙に暇がありません。里親委託率向上の手法として、新規里親登録の増や未委託里親への委託を進めることと併行して、一里親家庭への「複数児童の委託」に注力していくべきと考えます。特別養子縁組の第一子に続き、２人目以降を里子として養育する事例なども推奨し、培われた養育スキルや構築された地域との信頼関係を複数の児童のために発揮して貰えるよう、積極的なアプローチを望みます。

その前提として、毎年の各里親に対する「受け入れ可能児童数調査」の定例化を要望します。

（２）一時保護委託における里親活用の促進

一時保護所の抱える問題点として、傷ついた心身のケアをはじめ「非施設化」を望む声が高まっていると認識しており、実際に里親が一時保護を担うケースが増えつつあります。今後も学校等への通学が叶わないことに代表される一時保護所の弊害を少しでも解決していくことと併せ、ベテランを中心とした里親への一時保護委託を拡大されたい。

（３）ファミリーホームへの移行について

特別養子縁組、里親委託と並び、ファミリーホームへの児童の措置が里親委託率の向上に寄与しているのは全国的な傾向となっています。一方、ファミリーホーム開設者は事業主であり補助者を雇用するなど、行政の管理区分では事業所として「施設」の範疇に位置づけているのも実情です。

こうした中で、「里親として生計を立て子どもへの投資を行うことに経済的限界を感じてファミリーホームへ移行する」事例もあります。本来であれば、里親家庭への各種補助を引き上げることで３～４人程度の委託をすることが望ましいと考えます。

しかしながら、事業主として職業的意識による専門的な養育が子どもの利益に資するとの視点を考慮し、現状の里親からファミリーホームへの移行についても、丁寧な説明による正しい理解はもとより、特に県南部の地価・家賃を考慮に入れた支援を要望します。また、ファミリーホームの児童数定員の削減（４名程度）も検討されたい。

９．乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化

（１）ケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア

現状では、行動の問題等が著しい高年齢児の児童養護施設への措置が叶わず、里親に委託される場合が少なくありません。里親家庭には無い複数スタッフによる専門的なケアこそ施設に一番求められていると考えます。また、現状の一時保護所の環境に鑑み、一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて積極的な施設活用策を検討されたい。

（２）里親支援拠点としての役割・期待

本県の里親支援専門相談員の連携は年々高まっており、進学・就職に関する情報提供や各種研修会等を通じて本会活動にも助力をいただいています。また、未委託里親スキルアップトレーニングや交流中・委託直後の里親支援など、これまで施設が長年に亘って努力され、培ってきた経験・ノウハウは里親委託の推進に不可欠と考えます。

推進計画の策定・実行に際して、里親支援専門相談員を中心に、各施設が里親・里子・縁組家庭の支援拠点としてより一層貢献していただけるよう、検討をお願いします。

10．フォスタリング機関の設置

（１）フォスタリング機関と里親支援機関の整理

2020 年度までの実施体制構築が求められているフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）では、子どもの措置以外の以下５つの事業を担うとされています。

①里親制度等普及促進・リクルート事業
②里親研修・トレーニング等事業
③里親委託推進等事業
④里親訪問等支援事業
⑤共働き家庭里親委託促進事業

原則は児相が行いますが、それを民間に委託することが可能であり、外部委託を行うかどうかは自治体に任されていますが、国は来年度予算（概算要求段階）に盛り込んでいます。

業務①から④のうち 3 つ以上請け負った場合はフォスタリング機関となりますが、それ以下の場合は里親支援機関で、里親支援専門相談員などとともに支援活動を行うことになります。

因みに本会においては平成 30 年度より埼玉県から「里親トレーニング事業」「里親訪問等支援事業」を受託しており、平成 29 年 3 月 31 日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出の「里親支援事業の実施について」による「里親支援機関 （A型)」の指定を受けていると認識しています。

なお、法律上、親族里親や養子縁組里親もフォスタリング業務における支援対象に含まれるものの、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務には該当せず、都道府県（児童相談所）の業務として児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ト に規定されていることから、都道府県（児童相談所）のフォスタリング業務を担う職員がフォスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、フォスタリング業務に付随するものとして、民間フォスタリング機関に委託することも考えられますが、いずれ

の場合においても、支援の連続性が確保されることが望ましいと言われています。
こうした事情を踏まえ、本県における特別養子縁組後も含めた社会的養育の支援のあり方と、フォスタリング機関・里親支援機関の方向性を早期に整理されることを望みます。

（２）フォスタリング機関による包括的な里親支援体制構築にあたり

上記（１）の整理と併せ、今後民間によるフォスタリング機関の担い手を選定し、里親と連携してチーム養育を推進していくことになりますが、本会が前述の里親支援機関（A型）としてフォスタリング事業の一部を担っている現状を十分考慮され、フォスタリング機関の選定に際しては、本会も有効活用して構築していただくよう、要望します。
また、フォスタリング機関の選定が児童相談所単位に行われるとの前提を考えますと、県内に複数のフォスタリング機関が並立することが想定されます。本会では埼玉県との措置費事務委託契約を結び養育中のほぼすべての里親から措置費の請求・振込の委任を受けています。こうした実情を十分勘案していただき、里親の当事者団体としての本会の意義・役割が保たれ、活動の停滞が生じないよう、格段の配慮をお願いします。併せてフォスタリング機関と本会の連携により里親支援が加速される体制が構築されることを望みます。
また、こうしたフォスタリング機関による体制の強化のみならず、医療・法律などの専門機関によるサポート、子どもの一時避難や調整などが里親や子ども同意のもとで実施できる体制、里親間の交流や意見交換の場などの整備、里親と施設及びファミリーホームなどとの相互支援を可能にするための連携強化、学校生活や一般市民生活を展開していく上での近隣や地域住民の理解と支援を向上させる取り組みの強化など、社会全体として里親とその子どもを支える体制を充実強化するための計画の策定をお願いします。

11. 里親委託を加速するための体制整備と財源確保

（１）こども安全課の体制強化

里親委託の促進を図るためには、幅広い情報収集による企画立案機能、県内各児童相談所をはじめとした関連機関との連絡・調整機能の充実が望まれます。現状の様々な取り組みを一層加速させるべく、人員増をはじめとした体制強化を要望します。

（２）児童相談所の体制強化

政府が 2018 年 12 月に打ち出した「虐待防止プラン」により、2022 年度までに児童福祉司を 2020 人程度、児童心理司を 790 人程度増員することが計画されています。この動きは児童相談所の専門性を高め、里親委託の増加に繋がるものと推察します。各児童相談所に少なくとも高い専門性を有した里親専任の児童福祉司を２名以上配置するとともに５年以上の経験のある児童福祉司を里親専任スーパーバイザーとして配置し、チームで里親支援が出来る体制が確保されるような計画策定をお願いします。特に、社会経験の少ないケースワーカーの資質向上は必要不可欠であり、研修等の機会にはＯＪＴを含めて里親養育の実際を体験するなどの方策を検討されたい。

（３）里親委託等推進会議の活性化

現在本県の上記会議は児童相談所ごとに年１回開催され、所管エリアの地域里親会役員も委員に名を連ねているものの、乳児院・児童養護施設、管内市町村担当者を交えた情報共有の域を出ていないのが実情です。会議設置要綱にある里親委託数の目標値等が検討され、ＰＤ

ＣＡサイクルで運営されていない現状を再検討すべきと考えます。　本推進計画策定においては、同会議を県レベルでの開催として、埼玉県全体の里親委託状況の確認や委託推進に向けた具体策の検討・実施・検証のコントロール機能を果たしていく方向を検討されたい。

（４）里親会活動への支援強化による里親委託の推進

本会をはじめ各都道府県市里親会が里親支援事業を推進するにあたり、脆弱な財政基盤が障害となっています。子どもの養育に係る諸費用については、現状の里親手当・一般生活費では十分賄えず、里親の持ち出しになっているのが実情です。こうした中で各里親会が徴収できる会費にも限度があり、里親会の活動を担う人材確保についての配慮を要望します。

現状、本県において乳児院・児童養護施設に里親支援専門相談員が配置されています。改訂版里親委託ガイドラインでは「施設経験 5 年以上（里親も含む)」と書かれているものの、全国的に見ても里親支援専門相談員は施設職員にほぼ限定されています。「里親支援機関の認定を受けた里親会へ里親支援専門相談員の配置」を要望する声は大きく、推進計画の策定において前向きな検討をお願いします。

（５）週末里親・季節里親の制度化

児童養護施設内で一定の居場所や交友関係を築いた高齢児の措置変更は容易ではありません。里親家庭での暮らしをなるべく早い時期に体験しておくことが、たとえその後数年先であっても里親委託を抵抗なく受け入れる下地になると考えます。本県では児童養護施設が実施する事業として週末や季節のボランティア養育がありますが、神奈川県等の事例を参考にして県の事業として週末・季節里親を制度化すべきと考えます。

また、その運用にあたっては登録後間もない未委託里親等を積極的に活用し、来るべき長期委託へ向けた貴重な養育体験としても活用を検討されたい。

（６）社会的養育推進に向けた財政面の強化

国が示した代替養育の大きな方針転換は、個々の制度施策に十分な予算措置が伴って初めて可能になります。ビジョンで示された代替養育の推進のための工程を実現可能にするための予算に関し、国への働きかけはもとより、未来を担う子どもたちのため、埼玉県での独自の対応も含め、十分な予算の確保をお願いしたい。

おわりに

平成 28 年の改正児童福祉法において、「家庭と同様の環境における養育の推進」として特別養子縁組、里親による養育、ファミリーホームへの委託が優先されることが明確になりました。 新しい社会的養育ビジョンに掲げる社会的養育の推進により、権利の主体である子どもの人権を保障し、担税力のある成人として社会に送り出す責任を私たち国民は等しく負っています。

手探り・素手で養育にあたっている里親からは、医師や弁護士などの専門家による支援等をはじめ、チームによる養育支援体制を求める声が日々本会に寄せられています。乳児院や児童養護施設への措置に比べ、里親委託には手間や時間を要すことは従前と変わることはなく、多くの関係者の工夫と努力、連携により具体的な目標設定と達成のための具体策の検討・実施が今ほど求められている時は無いと認識しています。

策定要領にもありますように、「推進計画」の策定にあたっては、当事者の参画が求められています。里親の参画はもとより、里親家庭で育った子どもの意見も反映されるよう、配慮していただく

ことを望みます。

本会においても関東甲信越静里親協議会をはじめ、他都県市との情報交換等を通じて精力的に取り組んでいく所存です。併せて、平成 28 年 4 月に設立された「子どもの家庭養育推進官民協議会」等の団体へ埼玉県とともに参加を検討し、全国規模の動きと歩調を合わせて里親委託の推進を図っていきたいと考えています。

私たち里親・特別養子の養親は、社会の公器として、実親から、乳児院から、児童養護施設から、一時保護所から、かけがえのない命のバトンを受け継ぐ使命を担っていく覚悟です。子どもの幸せを願う思いが推進計画に具体的に反映され、新たな社会的養育ビジョンが実現されることを願ってやみません。

以　上